

【施設基準】

- ・療養病棟入院基本料
(注 11 に規定する経腸栄養管理加算,
注 13 に規定する看護補助体制充実加算 3)
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・機能強化加算
- ・地域包括ケア病棟入院料及び
地域包括ケア入院医療管理料 1
(注 5 に規定する看護補助体制充実加算 3)
- ・短期滞在手術等基本料 1
- ・入院時食事療養／生活療養 (I)
- ・医療安全対策加算 2
- ・感染対策向上加算 3
- ・入退院支援加算
- ・認知症ケア加算
- ・二次性骨折予防継続管理料 2 ・ 3
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・人工腎臓
- ・導入期加算 1
- ・データ提出加算
- ・診療録管理体制加算 2
- ・医療機器安全管理料 1
- ・薬剤管理指導料

- ・ 病棟薬剤業務実施加算 1
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ 糖尿病透析予防指導管理料
- ・ 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ 検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影
（16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT）
（1.5 テスラ以上 3 テスラ未満 MRI）
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・ 在宅時医学総合管理料及び
施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医学総合管理料
- ・ 別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（2）に規定する
在宅療養支援病院
- ・ 別添 1 の「第 14 の 2」の 2 の（2）に規定する
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算
- ・ 往診料の注 9 に規定する
介護保険施設等連携往診加算

- ・ 協力対象施設入所者入院加算
- ・ コンタクトレンズ検査料 1
- ・ 神経学的検査
- ・ 遺伝学的検査
- ・ 療養,就労両立支援指導料の注 3 に規定する
相談支援加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・ 外来,在宅ベースアップ評価料 (I)
- ・ 入院ベースアップ評価料 48